

離婚届

令和4年11月1日届出
(あて先)

消せるボールペンで書かないでください

受理 令和 年 第 送付 令和 年 第 書類調査 戸籍記載

住所、氏名
住民票記載通りに記入
本籍
戸籍記載通りに記入

記入の注意

【お願い】戸籍届出の際に窓口にお越しの方の本人確認を行いますので、運転免許証やパスポートなど本人が確認できるものをお持ちください。

- 鉛筆や消えやすい（消える）インクで書かないでください。○文字は、略さず正確に書いてください。
- この届書を本籍地でない市区町村役場に提出するときは、「戸籍謄本」または「戸籍全部事項証明書」が必要です。あらかじめ用意してください。ただし、本籍が福岡市内の方が、福岡市の区役所・出張所に提出する場合には必要ありません。
- 届書は福岡市の区役所・出張所に提出する場合は1通で提出してください。
- そのほかに必要なもの
 - ・調停離婚のとき→調停証書の写し
 - ・和解離婚のとき→和解調書の写し
 - ・認諾離婚のとき→認諾調書の写し
- 外国人の方の届出については、必要書類等を提出される
- 協議離婚の場合、成年者2名の証人が必要です。父母、その他の親族の方でも結構です。

協議離婚の場合は証人2人の署名が必要

1	(よみかた) 夫 甲野 太郎 妻 甲野 花子
(II) 氏 名	甲野 太郎 甲野 花子
生 年 月 日	昭和 56 年 7 月 1 日 昭和 58 年 11 月 6 日
住 所	東京都渋谷区 渋谷1 番地 1 号 東京都渋谷区 渋谷1 番地 1 号
(住民登録をして) いるところ	(方書き…アパートやマンション等の建物の名称) (方書き)
本 籍	東京都渋谷区渋谷1 番地 甲野 太郎 甲野 太郎
(外国人のときは 国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 甲野 太郎
父母及び養父母の氏名 父母との続柄	夫の父 甲野 丙男 続き柄 妻の父 乙川 丁男 続き柄 母 甲野 丙子 次男 母 乙川 丁子 長女

結婚しているときの氏(名字)を継続して名乗る場合、記入不要
※別紙『離婚の際に称していた氏を称する届』を提出

協議離婚の場合は、
「協議離婚」をチェックします。

2	離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 調停 ☐ 審判 ☐ 請求の認諾 ☐ 判決
3	婚姻前の氏にもどる者の本籍	東京都渋谷区渋谷2 番地 乙川 花子
4	未成年の子の氏 名	夫が親権を行う子 妻が親権を行う子 甲野 一美
5	同居の期間	昭和・令和 年 月 から 昭和・令和 年 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)
6	別居する前の住 所	□ () の住所と同じ 番地 番 号 (方書き…建物の名称)

婚姻中に使用していた氏で記入

別居がなかった場合は記入不要

7	夫婦の職業	夫の職業 自営業 妻の職業 専業主婦
8	その他	□新・復する戸籍確認済 □新本籍は街区符号である

9	届出人署名 (※押印は任意)	夫 甲野 太郎 妻 甲野 花子
10	連絡先	電話 (03) 5456-5601 () (自宅・携帯・勤務先・その他)

協議離婚の場合、夫婦両名の署名が必須 (印鑑は任意)

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	署名 甲野 丙男 印 乙川 丁男 印
生 年 月 日	明治 31 年 12 月 22 日 明治 35 年 5 月 1 日
住 所	東京都渋谷区 桜丘町26 番地 1 号 福岡県福岡市博多区 博多駅前2丁目1 番地 1 号
本 籍	東京都渋谷区 桜丘町26 番地 福岡県福岡市博多区 博多駅前2丁目1 番地

- には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- 実父母の氏名を書いてください。○養子縁組をしている場合は、養父母の氏名を書いてください。

- 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。(この場合には、この離婚届書と同時に戸籍法77条の2の届書を提出する必要があります。)

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
☐ 面会交流について取決めをしている。 ☒ まだ決めていない。
・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
☐ 養育費の分担について取決めをしている。取決め方法: (□公正証書 □それ以外) ☒ まだ決めていない。
このチェック欄についての法務省の解説動画
詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育にかんする合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html) にも掲載されています。

- 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた月または同居を始めた年月のうち早い方を書いてください。

※本人確認欄 (記入の必要はありません)	☐ 同居 異動届出有り ☐ 夫 ☐ 妻
夫 不受理有・無 検 担当 氏 妻 不受理有・無 検 担当 氏 使者 氏名	
(No) 免・バ・個・保険証・他 ()	

養育費や面会交流についての取決めの状況をチェックします。
養育費や面会交流について取り決めていないと後々トラブルになる可能性があります。
離婚協議書などを利用して離婚前に取り決めをしておきましょう。
離婚協議書ダウンロードは下からどうぞ。

- 署名は婚姻中の氏名で必ず本人が自署してください。

- 平日の昼間(役場の執務時間中)に連絡の取れる電話番号をお書きください。

場から「転出証明書」を取り寄せて新住所地の区役所・出張所で転入届をしてください。
○福岡市内間の異動は、新住所地の区役所・出張所だけで届出ができます。(転出証明書は必要ありません。)

8

養育費の分 担についての 詳細は下記URLへ



法務省のホームページ



インターネット環境を お持ちでない方は、市 民課窓口でリーフレット をお配りしています。